

第7表

消費税引上げに伴う引上げ分の社会保障施策への使途状況について

平成25年10月1日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う回答について」により、消費税率については平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げることとなり、地方消費税率についても100分の25（消費税換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引き上げられることとなりました。

あわせて、地方消費税収のうち引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に規定されました。これを受けて、本町の一般会計の歳出において下表のとおり各事業に充当しています。

(単位：千円、%)

	平成31年度 当初予算額	左のうち 一般財源	地方消費税交 付金社会保障 財源化分	事業に対す る充当率	構成比
(歳入) 地方消費税交付金	352,000	352,000			
うち社会保障財源化分	144,941	144,941			
(歳出) 社会保障関係経費	2,261,285	1,070,941	144,941	6.4	100.0
3 款 民生費	2,152,332	984,454	133,236	6.2	91.9
1 項 社会福祉費	1,263,012	779,071	105,439	8.3	72.7
2 項 児童福祉費	889,320	205,383	27,797	3.1	19.2
4 款 衛生費	108,953	86,487	11,705	10.7	8.1
1 項 保健衛生費	108,953	86,487	11,705	10.7	8.1
1 目 保健衛生総務費	2,540	2,540	344	13.5	0.2
2 目 予防費	76,881	62,719	8,488	11.0	5.9
5 目 健康増進事業費	29,532	21,228	2,873	9.7	2.0

※地方消費税交付金の社会保障財源化分は社会保障関係事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

入湯税の使途状況について

入湯税は、平成24年4月1日から宿泊で入湯された方に対して課税しており、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税となっています。

平成31年度は、1,200,000円を観光振興に要する経費に充当しています。